

# 「特別養護老人ホーム神田の里ショートステイ」 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 重要事項説明書

当施設は介護保険法に基づく指定を受けています。  
(寝屋川市指定 第2770303754号)

当施設は契約者に対して短期入所生活介護（介護予防介護予防短期入所生活介護）空床型サービスを提供します。  
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

## ◆◆目次◆◆

1.	施設経営法人	2
2.	ご利用施設	2
3.	居室の概要	3
4.	職員の配置状況	4
5.	当施設が提供する施設サービスと利用料金	5
6.	施設サービス提供における事業者の義務	9
7.	施設を退居していただく場合(契約の終了について)	10
8.	残置物引取人	11
9.	苦情の受付について	11
10.	非常災害対策	12
11.	緊急時等の対応	12
12.	事故発生時の対応	13
13.	損害賠償について	13
14.	高齢者虐待防止について	13
15.	身体的拘束等原則禁止について	13
16.	当施設利用の留意事項	14
17.	提供するサービスの第三者評価の実地状況について	14

## 1. 施設経営法人

- (1)法人名 社会福祉法人いわき会  
(2)法人所在地 大阪府寝屋川市高柳一丁目1番15号  
(3)電話番号 072-828-0888  
(4)代表者氏名 理事長 竹本 憲司  
(5)設立年月 平成19年7月31日

## 2. ご利用施設

- (1)施設の概要 当施設は寝屋川市から指定を受けた特別養護老人ホーム(平成24年4月1日指定2790300178、特別養護老人ホーム和の里を本体施設としたサテライト型の地域密着型介護老人福祉施設)で、寝屋川市の方  
がご利用できます。
- (2)事業の目的 社会福祉法人いわき会が設置する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護特別養護老人ホーム神田の里(以下「施設」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定地域密着型介護老人福祉施設の円滑な運営管理を図るとともに、入居者の意思及び人格を尊重し、入居者の立場に立った適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを提供することを目的とする。
- (3)施設の名称 特別養護老人ホーム神田の里
- (4)施設の所在地 大阪府寝屋川市上神田一丁目31番1号
- (5)電話番号 072-826-2800
- (6)施設長(管理者) 氏名 竹本 憲司
- (7)当施設の運営方針 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものとする。
- 2 施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを 9 供するよう努めるものとする。
- 3 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 4 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 6 前5項のほか、「寝屋川市指定居宅サービス事業者等の指定並びに指定居宅サービス等の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」(平成30年寝屋川市条例第55号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。
- (8)開設年月 平成24年4月1日
- (9)入居定員 29人

### 3.居室の概要

#### (1)建物の概要

建物	構造	延床面積
	重量鉄骨4階建	1,276.04㎡
利用定員	29名	
建築面積	323.18㎡	

#### (2)居室等の概要

当施設では居室は全室個室になっております。

1階	事務室	1室	
	相談室	1室	
	地域交流室	1室	
	医務室	1室	
	特浴室	1室	機械浴設備
	調理室	1室	
	トイレ	3室	多機能トイレ1室
2階～4階(ユニット)	居室	29室(2階10室、3階10室、4階9室)	各居室に洗面台、タンス設置
	共同生活室	各階1室	キッチン、テレビ、手洗い
	トイレ	各階3室	車椅子対応可、手すりつき
	浴室	各階1室	一般浴

※以上は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備等です。

☆居室の変更：契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、契約者や家族等と協議のうえ決定するものとします。

#### 4.職員の配置状況

当施設では、契約者に対してサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。 令和7年1月1日現在

従業者の職種	員数	職務の内容
1. 施設長 (管理者)	1人	職員を指揮監督し、業務の実施状況の把握と事業の管理を一元的に行うものとします。
2.嘱託医師	1人以上	施設内診療において、利用者の健康管理に対する措置及び療養上の指導等を行うものとします。
3.生活相談員	1人以上	利用者又はその家族からの相談に対する対応及び必要な援助・指導等を行い、サービス上の連絡調整に従事するものとします。
4.看護職員	1人以上	利用者の健康状態を把握し、配置医師等の指示により、利用者の健康維持のための必要な看護を行うものとします。
5.介護職員	9人以上	利用者個々の心身の状態に応じ、可能な限りその自立の支援を念頭に、充実した生活がおくれるよう、日常生活上の介護及び相談・援助を行うものとします。
6.機能訓練指導員	1人以上	利用者個々の心身の状況を踏まえ、日常生活を営むうえでの必要な機能の改善又は維持及び減退防止のための機能訓練を行うものとします。
7.介護支援専門員	1人以上	利用者個々の心身の状況に応じ、地域密着型介護福祉施設サービス計画の作成を行い、実施状況の把握及び計画の見直し・変更を行うものとします。(介護職員と兼務)
8.管理栄養士	1人以上	利用者個々の身体の状況に合った栄養管理・衛生管理等を行うものとします。

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤務時間(休憩時間を含む)
1. 管理者	日勤 8:30~17:30 1名
2. 医師	毎週 9:00~19:00のうち数時間 1名
2. 生活相談員	日勤 9:00~18:00 1名
3. 看護職員	日勤 9:0~18:00 1~3名
4. 介護職員	早出 7:00~16:00 1~2名(1ユニットあたり)
	日勤 9:00~18:00 1~3名(1ユニットあたり)
	日勤A 9:30~18:30 1~3名(1ユニットあたり)
	遅出 13:00~22:00 1~2名(1ユニットあたり)
	夜勤 22:00~8:00 1名(1ユニットあたり)
	その他、利用者の状況に応じて勤務時間を設定いたします。
5.機能訓練指導員	日勤 9:00~18:00のうち数時間 1名
6.介護支援専門員(兼務)	日勤 9:00~18:00 1名
7.管理栄養士	日勤 9:00~18:00 1名

## 5.当施設が提供する施設サービスと利用料金

当施設では、契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- |  |
|--|
| (1)利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2)利用料金の全額を契約者に負担いただく場合 |
|--|

があります。

- (1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、食事・居住費を除き利用料金の大部分(通常9割)が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

サービスの種類	サービスの内容
1. 食事	管理栄養士が立てた献立により、栄養と利用者の身体の状況に配慮した食事を提供します。ご利用者の自立支援のため離床して各ユニットの共同生活室で食事とっていただくことを原則としています。(概ねの食事時間)朝食7:00~8:30、昼食11:20~13:20、夕食17:20~19:20
2. 入浴	週2回以上の入浴又は清拭を行います。寝たきり等で座位のとれない方は、機械浴での入浴も可能です。
3. 排泄	利用者の状況に応じて、適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
4. 機能訓練	機能訓練指導員により、利用者の心身の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の改善・維持及び減退防止に努めます。
5. 離床・着替え・整容等	寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。シーツ交換は、週1回行います。
6. 健康管理	利用者の健康管理に努めます。
7. レクリエーション等	適宜利用者のための施設内レクリエーション及び野外レクリエーションを行います。
8. 相談及び援助	利用者とその家族からのご相談に応じます。
9. 金銭等の管理	自らの手による金銭などの管理が困難な場合は、お預かりし管理いたします。お預かりの手続き等は当法人の預かり金管理規定に定められた通りに行います。
10. 行政手続き代行	行政機関への手続きが必要な場合は、ご利用者様や家族の状況によっては代行して行います。

<サービス利用料金(1日あたり)>(契約書第11条参照)

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額・1割・2割・3割)をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。)(1日あたり)

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額・1割・2割・3割)をお支払い下さい。  
(サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。)(1日当たり)

※負担割合が1・2・3割の場合

ご利用者の要介護度	負担割合	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.契約者の要介護度とサービス利用料金		5,639円	6,992円	7,504円	8,229円	9,024円	9,785円	10,521円
2.うち、介護保険から給付される金額	1割	5,075円	6,292円	6,753円	7,406円	8,121円	8,806円	9,468円
	2割	4,510円	5,593円	6,003円	6,583円	7,219円	7,828円	8,416円
	3割	3,947円	4,894円	5,252円	5,760円	6,316円	6,849円	7,364円
3.サービス利用に係る自己負担額	1割	564円	700円	751円	823円	903円	979円	1,053円
	2割	1,129円	1,399円	1,501円	1,646円	1,805円	1,957円	2,105円
	3割	1,692円	2,098円	2,252円	2,469円	2,708円	2,936円	3,157円

その他の介護保険給付サービスに該当した場合は加算されます。

(□要支援認定者 ○要介護認定者) ※ ( ) 内は、負担割合が2割の場合

	加算項目	加算及び算定の内容	自己負担額
<input type="checkbox"/>	機能訓練体制加算	常勤専従の機能訓練指導員が配置されている場合に算定	13円/日
<input type="radio"/>			(26円/日)
<input type="checkbox"/>	個別機能訓練加算	専従の機能訓練指導員が看護、介護職員等と共同して計画、実施した時に加算	60円/日
<input type="radio"/>			(120円/日)
<input type="checkbox"/>	療養食加算	医師の食事せんにより療養食(糖尿病食、腎臓病食等)が提供された場合に算定	9円/回
<input type="radio"/>			(17円/回)
<input type="checkbox"/>	送迎体制加算	ご利用者に対し送迎を行う場合に算定	197円/回
<input type="radio"/>			(393円/回)片道
<input type="radio"/>	看護体制加算(Ⅰ)	常勤の看護師を1名配置している場合に算定	5円/日 (9円/日)
<input type="radio"/>	看護体制加算(Ⅱ)	看護職員を1名以上配置している場合の1日当りの加算料金です。	9円/日 (17円/日)
<input type="radio"/>	看護体制加算(Ⅲ)	常勤の看護師を1名以上配置している場合に加え、要介護度3~5の者の占める割合が100分の70以上あることで算定	13円/日 (26円/日)
<input type="radio"/>	医療連携強化加算	看護職員による定期的な巡視を行い、あらかじめ協力医療機関を定め、緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決めを行っていること	62円/日 (124円/日)
<input type="radio"/>	夜勤職員配置加算(Ⅳ)	夜勤を行う介護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合に算定	22円/日 (43円/日)
<input type="radio"/>	若年性認知症利用者受入加算	施設基準を満たしたうえで若年性認知症利用者を受け入れた場合に算定	128円/日 (256円/日)
<input type="checkbox"/>	認知症専門ケア加算	認知症介護の専門的な職員が認知症ケアを実施した場合に算定	4円/日
<input type="radio"/>			(7円/日)
<input type="checkbox"/>	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	指定短期入所生活介護サービスを直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上の場合に算定	7円/日
<input type="radio"/>			(13円/日)
<input type="radio"/>	在宅中重度者受入加算	利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に利用者の健康上の管理等を行わせた場合に算定する加算料金です。	441円/日 (88円/日)
<input type="checkbox"/>	認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師により、認知症行動・心理症状が認められ在宅での生活が困難で緊急に入所することになった場合に入所した日から7日を限度に算定する加算料金です。	214円/日
<input type="radio"/>			(427円/日)

加算項目	加算及び算定の内容	自己負担額
生活機能向上連携加算	訪問リハ、通所リハ等の理学療法士、作業療法士が訪問し、事業所職員と共同して計画等を作成した時に算定	107円/日 (214円/日)
生活相談員配置等加算	生活相談員等を配置し、地域に貢献する活動を実施した場合に算定	14円/日 (28円/日)
<input type="checkbox"/> 介護職員処遇改善 <input type="radio"/> 加算(Ⅰ)	該当するユニット型介護福祉施設サービス費と加算により算定した単位数の1,000分の140が1月当りの加算料金です。	- -
生産性向上推進体制加算 Ⅱ	入居者の安全並びに介護サービスの質の確保職員の負担軽減方策を検討する委員会を開催。生産性向上の改善活動を継続的に行い、業務改善による効果データ等の提供を提出している場合の1月の加算料金です。	11円/日 (22円/日)

☆ ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。

要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

## (2)介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

### ① 食事の提供に要する費用 1,650円/日

※食事が不要の場合には、前日までにお申し出があった場合には、「食事の提供にようする費用」

(第1段階300円、第2段階390円、第3段階①650円②1360円、第4段階1650円)は減免されます。

### ② 滞在に要する費用 ユニット型個室 2,700円/日

※上記①および②について、介護保険法施行規則第83条の6の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にとっては、当該認定証に記載されている負担限度額の額とします。

利用者負担段階	食費	滞在費
第1段階	300円	880円
第2段階	390円	880円
第3段階	①650円 ②1360円	1,370円

### ③ 日用品費(個人用のティッシュペーパー、歯ブラシ、歯磨き粉、個人の好みによるフェイスタオル、バスタオル等) 実費

### ④ 家電使用料 55円/日

### ⑤ クラブ活動費(クラブ活動に係る材料費) 実費

### ⑥ 日常生活管理費(貴重品の管理) 69円/日

### ⑦ 理美容サービス カット1,572円/回 シェービング 525円/回

### ⑧ その他の料金(コピー代) 白黒12円 カラー53円

### ⑧ 通信費(はがき、切手、封筒等)、予防接種料等) 実費

### ⑨ 前各号に掲げるもののほか、施設サービスにおいて提供する便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入居者に負担させることが適当と認められるもの。

### ※ 利用料金の変更について(契約書第6条参照)

事業所は上記①から⑧に定める利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、利用者に対して変更を行う日の2ヶ月前までに説明を行い当該利用料を相当額に変更します。

※日常生活管理費の詳細は、以下の通りです。

- 管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金
- お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書
- 保管管理者：施設長
- 出納方法：手続きの概要は以下の通りです。
  - ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
- 保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
  - ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しを契約者へ交付します。
  - ・ご利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（1日あたり）

ご利用者の 要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
料金	5,639円	6,992円	7,504円	8,229円	9,024円	9,785円	10,521円

ご利用者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合 5,479円

(3)利用料金のお支払い方法(契約書第5条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、翌月の15日にご請求しますので、請求月の20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア.窓口での現金支払
イ.金融機関口座からの自動引き落とし
ご利用できる金融機関：都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行、長期信用銀行、信用金庫、労働金庫、農業協同組合(一部を除く)、信用組合(一部を除く)、ゆうちょ銀行

(5)入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、契約者の希望により、次の協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(ただし、医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	医療法人和敬会寝屋川南病院
所在地	大阪府寝屋川市高柳一丁目1番17号
診療科	内科、小児科、消化器科、循環器科、放射線科、リハビリテーション科、アレルギー科
電話	072-827-1001

②協力医療機関

医療機関の名称	医療法人大慶会星光病院
所在地	大阪府寝屋川市豊野町14番15号
診療科	整形外科、脳神経外科、リハビリテーション科、乳腺外科
電話	072-824-3333

③協力歯科医療機関

医療機関の名称	医療法人 薫歯会 高槻ファミリー歯科
所在地	大阪府高槻市大塚町1丁目9番3号カインズモール高槻店1階
診療科	歯科
電話	072-662-0418

④協力精神科医療機関

医療機関の名称	医療法人 恭順会 のぞみクリニック 玉出院
所在地	大阪府西成区玉出西2-6-7 Rino玉出ビル3階
診療科	精神科
電話	06-6652-8300

## 6. 施設サービス提供における事業者の義務

当施設は、契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- ②事業者は、契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、契約者から必要事項について聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。
- ③事業者は、契約者が受けている要介護認定の有効期間の30日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。
- ④事業者は、契約者に対するサービスの提供について記録を作成し、それを完結の日から2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- ⑤事業者は、契約者又は他の契約者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、契約者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により契約者の行動を制限しません。  
事業者が契約者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により契約者の行動を制限する場合は、契約者に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。  
また、この場合事業者は、事前又は事後速やかに、契約者の後見人又は契約者の家族に対し、契約者に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。  
事業者が契約者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により契約者の行動を制限した場合には、前項の地域密着型介護福祉施設サービスの提供に関する記録に次の事項を記載します。
  - 一、契約者に対する行動制限を決定した者の氏名、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間
  - 二、前項に基づく契約者に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要
  - 三、前項に基づく契約者の後見人又は契約者の家族に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要

## 7. 施設を退居していただく場合(契約の終了について)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、契約者に退居していただくことになります。(契約書第16条参照)

- ①契約者が死亡した場合
- ②要介護認定により契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合及び要介護1・2に変更になり、特列入所の要件に該当すると認められない場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥契約者から退居の申し出があった場合(詳細は(1)をご参照ください。)
- ⑦事業者から退去の申し出があった場合(詳細は(2)を参照ください。)

### (1)契約者からの退居の申し出(中途解約・契約解除)

契約の有効期間であっても、契約者は当施設からの退居を申し出ることができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。  
ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退居することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②契約者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める地域密着型介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が契約書第8条に定める守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の入居者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

### (2)事業者からの申し出により退居していただく場合(事業者からの契約解除)(契約書第16条参照)

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、30日間以上の予告期間をもって本契約を解除することができます。

- ① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 契約者による、サービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 契約者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ 契約者が介護老人保健施設に入居した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

※契約者が病院等に入院された場合の対応について(契約書第18条参照)

当施設に入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

## 8. 残置物引取人

契約締結に当り、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、入居契約が終了した後、当施設に残された契約者の所持品(残置物)を契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただくことがあります。当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。また、引渡しにかかる費用については、契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入居契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入居契約を締結することは可能です。

## 9. 苦情の受付について(契約書第9条参照)

### (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

#### ○ 苦情受付窓口(担当者)

[職名] 解決責任者 : 施設長 竹本 憲司  
担当者 : 生活相談員 片岡 善美江

#### ○ 受付時間 毎週月曜日～金曜 9:00～18:00

また、苦情受付ボックス(意見箱)を各階エレベーター前に設置しています。

(連絡先) 大阪府寝屋川市上神田一丁目31番1号

特別養護老人ホーム神田の里

Tel072-826-2800

苦情申出人が第三者委員への報告を希望する場合、匿名での苦情、及び文書による重大な指摘があった場合は、速やかに第三者委員に報告し必要な対応を行います。第三者委員に報告した場合は、必ず苦情申出人にご返答いたします。

第三者委員 川戸義泰、岡本昌代

(直接連絡を希望される場合は法人本部にご連絡ください。Tel072-828-0888)

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

寝屋川市保健福祉部 高齢介護室	所在地	大阪府寝屋川市池田西町24番5号
	電話番号	072-838-0372
	FAX番号	072-838-0102
	受付時間	(月～金)9時～17時30分
大阪府国民健康保険 団体連合会	所在地	大阪府大阪市中央区常盤町1丁目3番8号中央大通FNビル
	電話番号	06-6949-5418
	FAX番号	06-6949-5417
	受付時間	(月～金)9時～17時

(3)寝屋川市以外他苦情受付機関

くすのき広域連合 門真支所健康福祉部 高齢福祉課	所在地 電話番号 FAX番号 受付時間	門真市中町1-1 門真市役所内 06-6780-5200 06-6780-5201 (月～金)8時45分～17時15分
くすのき広域連合 守口支所福祉部 高齢介護課	所在地 電話番号 FAX番号 受付時間	守口市京阪本通2丁目2-5 06-6992-1613 06-6995-2011 (月～金)8時45分～17時15分
くすのき広域連合 四条畷支所健康福祉部 高齢福祉課	所在地 電話番号 FAX番号 受付時間	四条畷市中野本町1番1号 四条畷市役所内 072-877-2121 072-863-6601 (月～金)8時45分～17時15分
交野市保健福祉部 高齢介護課	所在地 電話番号 FAX番号 受付時間	交野市天野が原町5丁目5番1号ゆうゆうセンター2階 072-893-6400 072-895-6065 (月～金)9時～17時30分
高槻市健康福祉部 介護保険課	所在地 電話番号 FAX番号 受付時間	高槻市桃園町2番1号 072-674-7167 072-674-7821 (月～金)9時～17時30分
枚方市福祉部 高齢社会室	所在地 電話番号 FAX番号 受付時間	枚方市大垣内町2-1-20 072-841-1221 072-844-0315 (月～金)9時～17時30分

10. 非常災害対策

非常時の対応は別途定める消防計画により対応します。

避難訓練及び防災設備点検は年2回以上実施いたします。避難訓練は夜間を想定した総合訓練と検証訓練を実施いたします。

防災設備

設備名称	個数等	設備名称	個数等
スプリンクラー	1式	避難階段	2カ所
自動火災報知機	1式	誘導灯	1式

※防火管理者:竹本憲司

11. 緊急時等の対応

○施設は、現にサービスの提供を行っている時に契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医者又はあらかじめ事業所が定めた協力医療機関への連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

○緊急時の対応(心肺停止状態を含む)

施設は、契約者が心肺停止状態等になった場合、心臓マッサージ及びAEDによる除細動等必要な心肺蘇生法を行い119番通報により救急搬送を行います

## 12. 事故発生時の対応

- 施設は、契約者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、契約者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 施設は、契約者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとしします。

## 13. 損害賠償について(契約書第20条参照)

- 1 事業者は、本契約に基づく施設サービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。契約書第14条に定める守秘義務に違反した場合も同様に斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとしします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとしします。
- 3 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、施設は損害賠償責任を免れます。
  - (1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
  - (2) 契約者が、施設サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
  - (3) 契約者の急激な体調の変化等、施設の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
  - (4) 契約者が、施設もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

## 14. 高齢者虐待防止について

- 当施設は、入居者又は利用者の人権の擁護・虐待のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
- (1) 虐待防止関する責任者 施設長 竹本 憲司
  - (2) 成年後見人制度の利用を支援します。
  - (3) 研修を通じて従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努め、虐待の未然防止に努めます。
  - (4) 虐待等の関する苦情解決体制を整備しています。
  - (5) 従業者が支援に当たっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

## 15. 身体的拘束等原則禁止について

身体拘束とは、入居者または利用者の生活の自由を制限することであり、尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、入居者または利用者の尊厳を守り尊重し、拘束を安易に正当化せず、拘束廃止に向けた意識を全職員がもち、身体拘束を行わない介護の実施に努めます。ただし、自傷被害の恐れがある等の緊急やむを得ず、身体的拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。

- (1) 身体拘束廃止委員会を設置する。
- (2) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録する。
- (3) 利用者又は家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討した上同意を得ます。

## 16. 当施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設入居者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため下記の事項をお守り下さい。

### (1) 持ち込みの制限

入居に当り、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

テレビ、家電(冷蔵庫、掃除機、大型の家電を除く)、電気髭剃機、時計、洗面用具、書籍、文房具、小型家具一点(高さ50cm以内、幅50cm以内、奥行90cm以内)、ゴミ箱、雑貨類(大型のものを除く)、衣類

### (2) 面会 (面会時間 9:00~18:00)

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

※来訪される場合、食中毒防止のため生もの等の腐りやすい食品の持ち込みはご遠慮ください。

### (3) 外出・外泊(契約書第21条参照)

外出、外泊をされる場合は、3日前までにお申し出下さい。

### (4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書5(2)に定める「食事の提供に要する費用」(第1段階300円、第2段階390円、第三段階650円、第4段階1,650円)は減免されます。

### (5) 施設・設備の使用上の注意(契約書第9条参照)

○契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。

○契約者は、施設、設備について、故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。ただし、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

○契約者は、施設内及び敷地内での営利行為、宗教等への勧誘、政治活動、秩序風俗を乱す行為は行わないものとします。

○契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

### (6) 喫煙

敷地内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

## 17. 提供するサービスの第三者評価の実地状況について

当施設では、第三者評価の実地は行っておりません。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供の開始に際し、  
本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

特別養護老人ホーム神田の里

説明者 職名 氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け確認しました。

契約者 住所 〒

氏名

家族等 住所 〒

氏名

代理人 住所 〒

氏名

続柄 ( )